

規制の事前評価書（簡素化）

法律又は政令の名称：石油コンビナート等災害防止法施行令・石油コンビナート等における特定防
災施設等及び防災組織等に関する省令

規制の名称：特定事業所に備えるべき防災資機材等の基準の代替措置

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：総務省消防庁予防課特殊災害室

評価実施時期：令和5年2月

1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

規制の事前評価を行うことが義務付けられている政策のうち、以下の表1に掲げる i ~ vii のいずれかの要件に該当する政策は、簡素化した評価手法を適用できる。

簡素化した規制の事前評価を行う場合、該当する要件を明らかにした上、当該要件を満たしていることをいずれかの項目において説明すること。

該当要件：ii

※ 以下の表1を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	規制の導入に伴い発生する費用が少額 遵守費用が年間10億円（※）未満と推計されるもの。 ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。 ● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。
ii	規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの ・ 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。 ・ 副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。 ● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に

	<p>対する負の影響)が小さいことを記載すること。</p>
iii	<p>国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの</p> <p>国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。</p>
iv	<p>国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの</p> <p>我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的な要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること</p>
v	<p>科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの</p> <p>研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。</p> <p>ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。</p> <p>※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。</p>
vi	<p>何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの</p> <p>事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（3か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。</p>
vii	<p>規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。 ・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。 <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。</p>

2 規制の目的、内容及び必要性

② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
(現状をベースラインとする理由も明記)

消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車による代替措置を設けなければ、事業者は引き続き大型化学高所放水車と泡原液搬送車を備える必要があり、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を導入することによりコストの削減を図ることができない（導入費、維持管理コストなど）。

導入費については、メーカーの車両価格が公表を予定されておらず、競争上の地位を害するおそれがあるため正確に定量化することができない（※）が、維持コストについては、現時点で大型消防自動車1台あたり年間40万円程度の点検・車検の費用がかかる場所、維持すべき消防自動車が3台が1台に減れば車両維持費は1/3に、2台が1台に減れば1/2になると考えられるため、仮に国内の防災組織のうち1割が消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を導入すると仮定すると、規制を改めた場合と比べベースラインでは

4,800万円（＝40万円×10年間×2台×（1/2）（削減額が小さい2点セットを導入していると仮定）×12組織（国内の防災組織の約1割））の追加費用が発生すると考えられる。

（※）導入費について、3点セット（大型高所放水車、大型化学車、泡原液搬送車）を購入した場合又は2点セット（大型化学高所放水車と泡原液搬送車）を購入した場合と、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車1台を購入した場合とで差額が生じることが予想される。

ポンプ車の耐用年数については約10年と考えられるため、10年に1度更新すると仮定すると、導入費については以下のとおり推計することが可能である。

導入費 = 車両購入費の差額 × 1回（10年間の更新回数）×更新が予定される防災組織数

各車両の価格は事業者において決定するもので、また、競争上の地位を害するおそれがあるものであり、総務省として定量化することは困難である。

- ③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性))

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯(効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと)を明確かつ簡潔に記載する。

現状では、法令上消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車による泡原液搬送車の代替ができず、大型化学高所放水車及び泡原液搬送車と同等の泡原液を搬送できる消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を導入したとしても、事業所はなお泡原液搬送車を備えなければならないこととなり、事業所に過大に負担をかけることになる。これは政省令で消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車による泡原液搬送車の代替を認めていないことから生じており、解消のためには政省令改正が必要である。

【規制の内容】

1 自衛防災組織に関する事項

- (1) 自衛防災組織において、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車一台につき大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車等をそれぞれ一台備え付けているものとみなす。
- (2) 消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を備え付けている場合に、防災要員、指揮者、泡消火薬剤及び可搬式放水銃等を置くことを定める。

2 共同防災組織に関する事項

- (1) 自衛防災組織において、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車一台につき大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車等をそれぞれ一台備え付けているものとみなす。
- (2) 消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を備え付けている場合に、防災要員、指揮者、泡消火薬剤及び可搬式放水銃等を置くことを定める。

3 その他所要の規定を整理する。

3 直接的な費用の把握

- ④ 「遵守費用」は金銭価値化(少なくとも定量化は必須)

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化することなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するために負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

1 (1) 及び 2 (1) について

本政省令改正は新たな代替措置を設けるものであり、事業所は従前の通りに防災資機材等を備えれば基準を満たしていることに変わりないため、本改正により車両を更新又は回収する費用は発生しない。

なお、第三者認証試験機関が行う試験結果を用いて、防災資機材等の性能を確認する事業者が大半であるが、第三者認証試験機関においては新たに下記の通り消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車の導入に係る審査基準を検討する費用が発生すると考えられる。

(1) 事務作業費用（関係団体等との協議等を含む）

$$\begin{aligned} &= \text{価格（間接費を含む）} \times \text{作業に要する時間} \times \text{回数} \\ &= 99 \text{ 万円} \left(\doteq 10,496 \text{ (円/時間)} \times 94 \text{ (時間)} \times 1 \text{ (回)} \right) \end{aligned}$$

(2) 印刷業者への発注費用 = 28 万円

(1) + (2) の合計 127 万円

1 (2) 及び 2 (2) について

消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を備え付けている場合に置くべきとする防災要員の数、指揮者の数、泡消火薬剤の量並びに可搬式放水銃等の種類及び量は、大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車等をそれぞれ一台備え付けている場合に置くべきとするそれと同じか、それより小さい。また、1 (1) 及び 2 (1) と同様、事業所は従前の通りに防災資機材等を備えれば基準を満たしていることに変わりない。よって、本改正による追加の遵守費用は発生しない。

3 1 及び 2 により生じる条ズレを解消する等の形式的な改正であり、本改正による追加の遵守費用は発生しない。

⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

市町村等は、防災組織に導入された防災資機材等（消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車）が基準に適合するか判断する必要がある。実務上は、第三者認証試験機関が行う試験結果を防災資機材等の評価に用いる市町村等がほとんどであり、第三者認証試験機関は防災資機材等を導入する防災組織の属する事業者が支払う手数料で運営されているため、新たな行政費用は発生しない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

副次的な影響及び波及的な影響について、本政令改正後によって新たに導入される代替措置は、既存事業者と新規参入者との間で差異がない。また、従前の通りに防災資機材等を備えれば基準を満たしていることに変わりなく、本改正により事業者が負担する新たなコストは発生しない。よって、競争に負の影響を及ぼすものではなく、その他大きな影響も発生しない。

5 その他の関連事項

- ⑦ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合はその内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

本件は、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車の性能について、民間企業で行われた検証事業の結果に基づき評価し、政省令を改正しようとするものであり、検討段階等で特段事前評価は行っていない。

6 事後評価の実施時期等

- ⑧ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

本政省令改正の施行状況を踏まえ、施行後概ね 5 年以内に事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- ⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

本政省令改正後5年間の防災組織の消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車の導入数及び大型消防自動車1台あたりの点検・車検の費用を指標として設定し、遵守費用がどれだけ減少したかを計算する。